

判例研究

複写目的による秘密資料の持ち出しと窃盜罪

東京地判昭和五九年六月一五日、刑事裁判月報第一六巻五二六号四五九頁、

判例時報一一二六号三頁、判例タイムズ五三三号二五五頁

松 原 久 利

【事実概要】 本件は、昭和五八年に摘発されたいわゆる新薬産業スパイ事件のうちの最初の判決である。事案は、T化学工業株式会社第二開発部部長である被告人Aが、自社の新薬の製造承認申請用資料作成の参考とするため、S製薬などの抗生物質の製造承認申請に関する資料を入手しようとして、以前から接待等で取り入っていた国立予防衛生研究所(リ予研)勤務の厚生技官Bと共に謀して、Bに、Bの上司であり中央薬事審議会委員である予研抗生物質製剤室長Cの管理にかかる右資料ファイル三冊を、同室長の使用する戸棚から持ち出させ、これを自社に持ち帰り、コピーを作成したうえで、七と一六時間後にBを通じて返還したというもので、これが窃盜罪に問われたものである。

これに対しても弁護人は、第一に被告人の行為は各資料に対する管理者の占有を侵害したものではない、第二に各資料は秘密性を欠き經濟的価値を有しない、第三に被告人らは各資料をコピーした後直ちに返還する意思で持ち出したものであつて、不法領得の意思はなかつたと主張したが、判決はこれらをすべて斥けて、窃盜罪の成立を肯定した。

【判決要旨】 第一に、本件各資料はC室長の占有管理下にあり、予研内部の者が研究等のために用いる場合を除き外部の者には閲覧を許さないものであり、これを知っていた被告人らは、各資料を予研外に持ち出すことを目的として、C室長の不在の時を見計らい、無断で戸棚から取り出し、これを自己の支配下に置いたのであるから、この時点でのC室長の本件各資料に対する占有が侵害されたことは明らかである。

第二に、本件各資料中には公表されているものもかなりあるが、公表されていない部分もあり、製薬会社の中にはこれらの資料を秘密文書扱いにしている例が多いこと、また公表されているものでも有用性が認められることを考慮すると、本件各資料は秘密性のほか有用性ないし経済的価値を十分有していたと認められる。

第三に、本件各資料の経済的価値がその具現化された情報の有用性、価値性に依存するものである以上、資料の内容をコピーしその情報を獲得しようとする意思は、権利者を排除し右資料を自己の物と同様にその経済的用法に従つて利用する意思にほかならないというべきであるから、被告人には不法領得の意思が存在したと認めるのが相当である。また利用後返還する意思およびその事実は、不法領得の意思に影響を及ぼさない。

【研究】 一 本件において問題となつたのは、予研の部内者が、秘密情報を外部に漏示するために、コピー後返還する目的で、秘密資料を一時予研外に持ち出す行為について、窃盗罪が成立するかどうかである。このような場合、その占有の有無によって窃盗罪ないし業務上横領罪の成立が認められることは、判例、学説においてほぼ争いのないところといつてよく、その意味で本件事案はその典型的な事例であり、窃盗罪の成立自体については異論のないところであろう。しかし、これまで犯罪成立の限界およびその理論構成については、なお明らかでない点もみられる。そこで本稿では、行為類型、財物性、不法領得の意思、および占有侵害など、本判決において問題となりうる点を中心

に検討することとしたい。

二 行為類型 秘密情報の漏示について、その行為者は、部内者、退職者、部外者に分けられる。また秘密情報は、それが有体物に化体されている有形的祕密と秘密情報それ自体の無形的祕密とに分けられる。一般に部内者が秘密を漏示する場合、有形的祕密については、占有の有無に応じて業務上横領罪および窃盗罪が、無形的祕密については背任罪の成立が考えられる。退職者、部外者の場合は、有形的祕密について窃盗罪および詐欺罪が、また部内者の犯罪に関連してその共犯が、あるいは住居侵入罪や貯物罪の成立が考えられる。

具体的な行為態様として、部内者が有形的祕密を漏らす場合において、第一に、会社の複写機、用紙を用いて秘密資料を社内で複写してそれを社外へ持ち出す行為について窃盗罪の成立を考える場合、資料原本の保管場所からの持ち出しを窃盗とするのか、あるいはコピー用紙や情報の化体されたコピーの社外への持ち出しを窃盗とするのか、それとも秘密それ自体の窃盗とするのかが、占有侵害、財物性、不法領得の意思との関係で問題となる。第二に、社内で自己の複写機、用紙を用いて複写して持ち出す場合、窃盗や横領といった領得罪の成立は可能か、成立しないとしても背任罪はどうかが問題となる。特にコピーあるいはコピー用紙の窃盗として構成する場合には、これを領得罪とすることは困難であると思われる。第三に、資料を持ち出し社外で複写して元の保管場所に戻す場合、前述のように窃盗罪または横領罪の成立が肯定されようが、その理論構成および成立の限界が問題となる。第四に、資料 자체を持ち出して返還しない場合には、窃盗罪ないし横領罪が成立することには問題はない。第五に、社内で自己の写真機で撮影して複製する場合、あるいは資料を閲覧しその内容を記憶して後に外部に漏らす場合、部内者であれば背任罪の成立の可能性があるが、部外者の場合は刑事責任を問うことはできないとされている。⁽¹⁾

本件は第三の行為類型にあたる。そこで、以上のことを念頭に置いて、これまで秘密情報の漏示が問題となつた判例を概観してみよう。

三 判例 ①東京地判昭和四〇年六月二六日⁽²⁾は、部内者が他の職員の管理する秘密資料を借り出し、社内備え付けの感光紙に複写して持ち出した事案で、第一の行為類型にあたる。判決は、当該資料の持ち出し防止措置が講じられており、厳重に保管されていたところから、資料の財物性を認め、行為者にその認識があり、資料のコピーを第三者に手渡すために無断で搬出することが、権利者を排除し自己が完全な支配を取得することを理解していたとして不法領得の意思を認め、全体的にみて単なる感光紙の窃取ではなく、会社所有の複写した資料を窃取したものとした。

②大阪地判昭和四二年五月三一日⁽³⁾は、部内者が自己の管理する会社所有の資料と少量の薬品を持ち出し、後に競争会社に売却した事案で、第四の行為類型にあたる。判決は、薬品は少量で価格僅少でも、製法上の独自性、機密性から大きな主觀的価値を有するとして財物性を認め、職員自身が職務のためにその地位に基づいて、会社の文献や資料を用いて作成した資料や文献も、特別な事情がないかぎり会社の所有に属するとして、業務上横領罪の成立を認めた。

③東京地判昭和五五年二月一四日⁽⁴⁾は、本件と類似した事案で、部内者が他の職員の管理する自社の雑誌の購読会員名簿を持ち出し、社外でコピーし、二時間後に返還したというもので、第三の行為類型にあたる。判決は、名簿の経済的価値は記載された内容 자체にあり、この内容をコピーし、それを競争会社に譲り渡す手段として名簿を利用する意思是不法領得の意思にあたるとし、社外への持ち出しの時点をもって占有移転を認め、窃盗罪の成立を肯定した。

④神戸地判昭和五六六年三月二七日⁽⁵⁾は、部内者が自己の管理する秘密資料を他社に売却したという第四の行為類型に複写目的による秘密資料の持ち出しと窃盗罪

あたる事案については、資料は会社所有であるとして業務上横領罪とし、相手方に赃物故買罪の成立を肯定した。しかし、他の担当職員に無断で、または担当職員を欺罔して資料を持ち出し、写真撮影複製後に会社に返還したという第三の行為類型にあたる事案については、資料の秘匿・保管の任務は認められず、担当事務の範囲を逸脱した行為であり、窃盜ないし詐欺とすべきものとして、背任罪の成立を否定した。

⑤東京地判昭和五九年六月二八日⁽⁶⁾は、本件と関連する同種事案につき、資料の財物性は情報とそれが化体された媒体の全体について判断すべきであり、財物としての価値は主として情報の価値に負い、この価値は権利者の独占的、排他的利用によって維持されるところ、複写によって資料自身を共有し、自己の所有物と同様の効果をあげることができるが、これは権利者でなければ許されないし、同様の物が他に存在することによって、権利者の独占的利用は阻害され、財物としての価値は大きく減少するから、物理的損耗を伴わないものであっても不法領得の意思が認められるとした。また、占有侵害については、ファイルを戸棚から取り出して自己の机の上に置いた時点で窃盜既遂とした。

⑥東京地判昭和六〇年二月一三日⁽⁷⁾は、部内者が自ら開発にあたった自社のコンピュータ・システムの資料をコピー目的で社外に持ち出した事案で、内容自体に経済的価値がある機密資料をコピー目的で上司に秘して持ち出す行為は会社の容認する行為ではなく、資料はその著作者である会社の所有であり、資料を持ち出してこれを利用・処分する意思がある点に不法領得の意思を認めて、業務上横領罪とした。

⑦東京地判昭和六〇年三月六日⁽⁸⁾は、部内者が会社の開発したプログラムの記載されたフロッピーシートを無断で使用して、被告人が独自に販売するコンピュータに入力したという、コンピュータ・ソフトウェアの盗用が背任罪に問われた事案で、業務以外に使用してはならない具体的な任務の存在および財産上の損害を認め、背任罪の成立を肯定した。

以上から、判例は第一、第三、第四の行為類型については、占有の有無によつて窃盗罪ないし横領罪の成立を肯定するという結論においては確立しているといえる。しかしその理論構成には相違がみられる。そこで、つぎに問題となる成立要件について検討してみよう。

四 財物性 財物とは財産権とくに所有権の目的たりうる物をいい、それが金銭的ないし経済的交換価値を有するか否かは問わない⁽⁹⁾し、積極的な価値がなくともそれが他人の手に渡つて悪用されるおそれがあるという消極的価値で足りるとするのが判例である⁽¹⁰⁾。また判例の中には、秘密性、対価性、主観的価値から財物性を肯定するものもある⁽¹¹⁾。これによれば、物理的にそれ自体としては価値の乏しいものであつても、資料に化体された情報に経済的価値ないし秘密性が認められれば、有形的秘密については財物としてよいことになる。本判決は、無形的な情報が有体物に化体されているかぎり、その経済的価値を認め、全体として財物性を肯定するものであり、これまでの判例の態度を踏襲したものといえる。判例⑤はこのことを明確に述べているところである。

これに対して、無形的秘密について財物性を肯定する判例はない。学説においては、管理可能性説によれば無形的情報 자체も財物になるとする見解もあるが、管理可能性説も物理的管理可能性と事務的管理可能性を区別して、財物として認められるのは前者に限られるとする⁽¹²⁾。このように区別することについて合理的な根拠があるかは問題であるが、結論として無形情報それ自体を財物とする学説はない。ここから、判例①は無形情報も財物として認めるものではないかという疑問が出されている⁽¹³⁾。資料原本とは別個の資料 자체の窃盗とすれば、まさに無形的秘密を財物とすることになり、他方複製物の窃盗とすれば、自己のコピー用紙を用いた場合には無罪とせざるをえないであろう⁽¹⁴⁾。①が自己のコピー用紙を用いた場合にも窃盗罪とするのかは明らかでないが、複写して持ち出すのは原本とは別個の資料

自体あるいはその複製物の窃盜という構成には問題があると思われる。またコピー用紙の窃盜とすると、コピー用紙が日常業務として私用に費消されることが默認されている場合、これを窃盜とするのは疑問であるとの指摘もある。⁽¹⁷⁾

やはりこの場合、資料原本の持ち出し、利用が窃盜といえるか否かが問われるべきであろう。これは占有侵害の問題とも関連するが、判例①は資料原本について占有侵害はなお認められないとしたものであろう。本判決あるいは判例⑤のように、資料原本の保管場所からの取り出し行為について占有侵害を認めるのであれば、資料原本について窃盜を考えればよく、判例①のような構成の必要はないことになる。⁽¹⁸⁾

五 所有権の帰属 本件では問題となつていなかが、業務上横領の対象とされた資料は行為者の所有であるとの主張がなされることがある。この点について、判例は、全く任意の処分が認められているといった特別の事情がないかぎり、たとえ事実上個人的使用に委ねられていても、職務上の必要のためにその地位に対し配布された資料や会社の文献・資料に基づいて自らが作成した資料は、会社の所有に属するとしており、学説もこれを支持する。⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾

六 不法領得の意思 従来この種の事案で最も問題とされてきたのは、複写後返還する意思であっても不法領得の意思があるといえるかという点であった。判例は、不法領得の意思を「権利者を排除して他人の物を自己の所有物としてその経済的用法に従いこれを利用もしくは処分する意思」と定義⁽²¹⁾し、始めは一時使用の意思のみでは不法領得の意思ありとはいえないとしていた。⁽²²⁾しかしその後、永久的にその物の経済的利益を保持する意思は必要でないとし、また返還意思があつても、使用後元の位置に戻しておいたとしても不法領得の意思が肯定されている。⁽²³⁾⁽²⁴⁾その認定にあたっては、行為者の主観だけではなく、物の価値、利用の態様、時間といった客観的側面が重視されている。

学説も、不法領得の意思是物質だけではなくその価値にも着眼してとらえなければならず、その物の価値を利用す

るために所有者でないにもかかわらず、これを持ち出せば不法領得の意思が認められる、あるいは使用権のきわめて重視される財物は、短時間の無断使用も窃盜になるとして、不法領得の意思を拡張する傾向にある。これは、保護すべきは観念的な所有権ということから、物の事実上の利用可能性へと移行したことに対応するものといえよう。⁽²⁵⁾ この見地に立てば、権利者の排除、所有者のように振る舞う意思、経済的用法に従つた利用のいづれの要素を重視するかといった問題はあるが、資料の経済的価値を前提として、その情報を獲得し、権利者でなければできないような態様で利用しようとする意思をもって不法領得の意思があるということになる。⁽²⁶⁾ したがつて、その後の返還の事実や使用時間の長短はこれに影響を及ぼさないし、このことは複写に限らず、筆写や閲覧にも妥当しうることになる。⁽²⁷⁾ そうすると、この種の事案では、明らかに情報の破壊目的でないかぎりは、不可罰の使用窃盜の余地はなくなることになろう。

このような傾向に対しても、不法領得の意思の不当な拡大であり、価値窃盜への拡大につながり、ひいては占有の移転が窃盜罪のマルクマールにならなくなり、使用窃盜を認めるに等しいとの批判もある。⁽²⁸⁾

七 占有侵害 窃盜罪は、財物の占有を取得した時点で既遂となる。⁽²⁹⁾ 本判決ははつきりと述べてはいないが、保管者たるC室長の意思に反して、無断で資料を戸棚から取り出した時点で窃盜罪が既遂に達したと認めたものと思われる。判例⑤は、資料を取り出して自己の机の上に置いた時点で既遂になるとしている。これによると、複写に限らず、写真撮影、筆写等、従来客観的な占有侵害がなく窃盜とはならないと考えられていた第二、第五の行為類型の場合も、それが保管場所から離れていれば、その保管場所からの持ち出しの時点で占有侵害を肯定することになる。⁽³⁰⁾

これは、部外者による探知行為の处罚につき実益があるとされるが、他方、日常の業務行為と区別しにくい、行為を思い留まらせることが難しいといったことから、社外への持ち出し、あるいは室長の管理権の及ぶ範囲外に出た時

点で既遂とすべきであるとの見解⁽³⁴⁾もある。しかし、占有侵害の問題は、財物がなお相手方の管理権の及ぶ範囲にあるかどうかの問題ではないはずである。判例①や③は、社外への持ち出しをもって既遂としていると思われるが、そのためか特に①ではコピー用紙ではなく複写された資料、あるいは別の資料自体の窃盗と解されるような構成をとった。そこから価値窃盗を認めることになるのではないかといった問題が生じた。本判決によれば、そのような構成の必要はなくなり、取り出した後の行為は事後処分行為ということになろう。⁽³⁵⁾

本決判のような考え方にしてば、やや早い時期に既遂を認めることになるが、既遂時期は財物の性質、形状、占有状況、窃盗行為の態様の相違により個別具体的に判断されるべきもので、一般にただ取り出すだけで直ちに占有侵害になるとはいえないであろう。いずれにせよ、今後この種の事案では、窃取したといえるかどうかという点が重要な問題となるようと思われる。

八 背任罪の成否および赃物性 背任罪の成否については、これまで事務処理者は秘密の管理に直接関係する事務に従事する必要があること、事務は財産的事務でなければならないが、秘密の保持を委ねられた者は財産上の事務を処理する者ではないこと、財産上の損害が抽象的、觀念的損害で、その発生を肯定できないことから、背任罪の成立は困難とされてきた。⁽³⁶⁾ 判例④でも背任罪の成立は否定されている。ただしこれは、当時の不法領得の意思の考え方があり、現在では窃盗罪として処理することができるともいわれている。⁽³⁷⁾ また、④が行為者の主觀によって「事務処理の範囲を逸脱した行為」としたのは妥当でないとの指摘もある。⁽³⁸⁾

そのような中で、判例⑦は、この種の事案で背任罪の成立を認めた初めての判例である。これは外形的には通常の業務と異ならず、領得行為とまではいえないが、禁止された目的に利用したという不正行為が背任とされたもので、注

目される。これにより、有形的秘密の移動を伴わないコンピュータの不正操作を通じた情報侵害には、背任罪で対処することが可能となるであろう。⁽³⁹⁾

この種の事案では、秘密資料のコピーを受け取った側の者に貯物罪が成立するであろうか。この貯物性については、複製物が貯物たりうるかが問題となる。現在のところ、貯物たりうるのは原本であって、内容が同一とはいえ、複製物は貯物とはいえないとされている。⁽⁴⁰⁾ なお判例①では、他の複製物でない資料も含まれておりはつきりしないが、「複写物も社外持ち出しが許されることは原本と同断である」として、相手方に貯物故買罪の成立を認めている。この点で、判例は物理的価値ではなく、経済的利用価値に着目しており、複写物と原本との同一性から貯物性を認め余地もあるとの指摘がある。⁽⁴¹⁾

九 以上のように見てくると、本判決は、財物性については特に述べてはいないが、不法領得の意思の前提として、情報とそれが化体された資料全体について判断し、その有用性、経済的価値から財物と認めているもので、これまでの判例に沿うものである。

不法領得の意思については、意思の内容が明確でなく、コピーする意思や情報獲得の意思は「経済的用法に従つて利用する意思」ではなく、間接的領得意思にすぎず、直接的価値窃盗に至らざるをえないとの批判もあるが、⁽⁴²⁾ 本判決は、資料の内容たる情報を判読、入手することは、「経済的用法に従つた利用」にあたるとしたものといえよう。⁽⁴³⁾ さらに判例⑤は、権利者の独占的、排他的利用を阻害し、価値を減少させることから、不法領得の意思を認めている。⁽⁴⁴⁾ したがって、今後この種の事案では、財物性および不法領得の意思の問題は、少なくとも判例上は生じないように思われる。

占有侵害、既遂時期については、前述のように、これまでの考え方からすればやや早い時期に既遂を認めているが、これは類型としての財物の性質、具体的な窃取の態様に原因があると思われる。これが窃盗罪成立の限界、他罪との関係にどのような影響を及ぼすかについては、今後の判例の動向に注目する必要がある。

以上のように、本判決は、その構成において不法領得の意思および占有侵害について明確にした点で意義があり、窃盗罪の成立を肯定した結論は、これまでの判例の流れに沿うもので、妥当であるという方が大方の評価といえる。ただし、行為類型によつては不可罰とせざるをえない場合もあり、また実体は情報の窃取であるものを、情報価値の化体された物自体の窃取としなければならない点は、財物中心の財産犯体系の限界を示すものともいえる。⁽⁴⁵⁾コンピュータにかかる事件など、新しい犯罪類型に対処するためには、現行法には限界があるともいわれている。⁽⁴⁶⁾どこまでの範囲が現行法の枠内で対処できるのか、対処できないのはどのような場合なのかを明らかにする必要があり、現行法の枠を超えた検討が必要な時期にきていると思われる。⁽⁴⁷⁾

- (1) 問題となる行為を類型化して検討したものとして、藤木英雄「産業スパイと刑事責任」ジュリスト四二八号（昭和四四年）三三頁、片岡聰「企業機密資料の持ち出しと犯罪」検査研究三四卷一〇号（昭和六〇年）一頁、神崎武法「産業スパイ事件をめぐる問題」研修四〇〇号（昭和五六六年）六五頁、菊田幸一「複写目的による秘密資料の持ち出しについて窃盗罪が成立する」とされた事例」判例評論三一四号（昭和六〇年）五九頁、宮澤浩一「東洋レーヨン産業スパイ事件第一審判決」判例評論二八〇号（昭和五七年）五五頁、植松正「産業スパイに対する法的手段」商事法務研究四三六号（昭和四三年）二〇頁参考照。
- (2) 下刑集七卷六号一三一九頁。本件判例評訟として、芝原邦爾「産業スパイ事件」統刑法判例百選（昭和四六年）一八八頁がある。
- (3) 判例時報四九四号七四頁。本件判例評訟として、石川才顯「会社機密のもちだしと刑事责任」昭和四一・四二年度重要判

例解説（昭和四八年）二三一頁、内田文昭「会社機密のもちだしと窃盜・横領・背任—業務上横領罪の成立する一事例」判例評論一〇九号（昭和四三年）三七頁がある。

(4) 刑事裁判月報一二巻一―二号四七頁。本件判例評釈として、村井敏邦「機密資料を持ち出してコピーをさせた行為と窃盜罪の成否」昭和五五年度重要判例解説（昭和五六）一八五頁、吉田淳一「機密資料を持ち出してコピーをさせた行為と窃盜罪の成否」警察学論集三三巻七号（昭和五五年）一四〇頁がある。

(5) 判例時報一〇一二号三五頁。本件判例評釈として、林幹人「機密資料の持ち出しと背任罪」昭和五六年度重要判例解説（昭和五七年）一七一頁、神崎・前掲論文、河上和雄「産業スパイと犯罪の成否」捜査研究三〇巻一三号（昭和五六）二頁、宮澤・前掲論文、宇津呂英雄「機密資料を持ち出してその写真複製を売却する行為と背任罪の成否」警察学論集三四巻一号（昭和五六）一四五頁がある。

(6) 刑事裁判月報一六巻五―六号四七六頁。本件判例評釈として、馬場俊行「複写目的での秘密資料の持出しと窃盜罪」警察学論集三八巻四号（昭和六〇年）一九八頁、菊田・前掲論文、的場純男「コピ―目的による秘密資料の持ち出しと窃盜罪（その2）」研修四三九号（昭和六〇年）四七頁、佐久間修「企業秘密の侵害における客体の財物性（新薬産業スパイ事件判決）」産大法学七〇号（昭和六〇年）四二頁がある。

(7) 刑事裁判月報一七巻一―二号二二頁。本件判例評釈として、的場純男「コンピュータ・ソフトウエアに対する刑事法上の保護」捜査研究三四巻九号（昭和六〇年）三五頁、中森喜彦「コンピュータ・ソフトウエアの不正使用一二つの地裁判決」法学教室六一号（昭和六〇年）一五八頁、斎藤豊治「新潟鉄工事件第一審判決」法学セミナー三七五号（昭和六一年）七〇頁がある。なお、本件は、控訴審で有罪が確定している（東京高判昭和六〇年一二月四日判時一一九〇号一四三頁）。

(8) 判例時報一一四七号一六二頁。本件判例評釈として、的場・前掲論文、中森・前掲論文、能勢弘之「コンピューター・ソフトの盗用と背任罪の成否」ジュリスト八四二号（昭和六〇年）一一八頁、佐久間修「コンピューター・プログラムの無断入力と背任罪の成否」産大法学七〇号（昭和六〇年）二九頁がある。

(9) 大判明治四三年六月二〇日刑録一六輯一二三八頁。共産党中央指令綴等につき、最判昭和二五年八月二九日刑集四巻九号一五八五頁。

(10) 大学入試問題用紙につき、大阪高判昭和四九年一〇月一一日判例集不登載（大泉隆史「スパイ活動の取締りと財産犯規定

複写目的による秘密資料の持ち出しと窃盜罪

複写目的による秘密資料の持ち出しと窃盗罪

同志社法学 三八卷二号 九〇 (1三四)

の適用上の諸問題」警察学論集三六卷九号（昭和五八年）一六二頁より引用）。

(11) 秘密指定のなされている外務省資料等につき、東京地判昭和四三年一〇月一八日下刑集一〇卷一〇号一〇一四頁、大学入試問題用紙につき、東京高判昭和五六年八月二五日判時一〇三三号一三九頁、印鑑証明用紙につき、東京高判昭和二八年九月一八日東時四卷四号一一〇頁。

(12) 平野龍一・刑法概説（昭和五二年）二〇〇頁、内田文昭・刑法各論上（昭和五四年）二三五頁、平川宗信「財物の概念」藤木英雄編・判例と学説8刑法II「各論」（昭和五二年）一一一頁、大谷實・刑法講義各論（昭和五八年）一八一页。

(13) 団藤重光・刑法綱要各論「改訂版」（昭和六〇年）五三三二頁、大塚仁・刑法概説各論（昭和四九年）一四七頁、佐久間・前掲産大法学七〇号四七頁。

(14) 内田・刑法各論上二三五頁、大谷・刑法講義各論一八二頁。

(15) 板倉宏「企業秘密をめぐる犯罪」石原一彦他編・現代刑罰法大系2（昭和五八年）二八四頁。なお、神崎・前掲論文七四頁、吉田・前掲論文一四三頁参照。

(16) 西田典之「[鼎談]コンピュータ犯罪と刑事立法の課題」ジュリスト八四六号（昭和六〇年）二六頁。

(17) 藤木・前掲論文三四頁、同・刑法各論（昭和四七年）四二三頁、宮澤・前掲論文五九頁、芝原邦爾「産業スパイと刑事責任」法学セミナー三三五号（昭和五八年）一三三頁、同・前掲続刑法判例百選一八九頁。

(18) 的場純男「ヨーピー目的による秘密資料の持ち出しと窃盗罪」研修四三五号（昭和五九年）五一頁、吉田・前掲論文一四二頁。(19) 判例②、④。なお判例⑥は、会社が資料の著作者であるとする。森美樹「法人著作物の意義と企業秘密資料の社外持ち出しに業務上横領罪が成立した事例」特許管理三六卷一二号（昭和六一年）一四八七頁参照。

(20) 藤木・前掲論文三四頁、神崎・前掲論文七一頁、町野朔「企業秘密と公害犯罪」藤木英雄編・公害犯罪と企業責任（昭和五〇年）二五三頁、大泉隆史「企業秘密の侵害と刑事責任」経営刑事法研究会編・経営刑事法I（昭和六一年）六二頁、宮澤・前掲論文五八頁など。なお板倉・前掲論文二八六頁参照。

(21) 大判大正四年五月二一日刑録二一輯六六三頁。

(22) 大判大正九年二月四日刑録二六輯二六頁。

(23) 最判昭和二六年七月一三日刑集五卷八号一四三七頁。

(24) 最決昭和四三年九月一七日判時五三四号八五頁、最決昭和五五年一〇月三〇日刑集三四卷五号三五七頁。

(25) 団藤・刑法講義各論五四四頁。

(26) 大谷・刑法講義各論二二三頁。

(27) 芝原邦爾「財産の刑法上の保護」基本法学3（昭和五八年）二二八頁。

(28) 馬場・前掲論文二〇四頁、宇津呂・前掲論文一五二頁、片岡・前掲論文八頁。

(29) 板倉・前掲論文二九一頁、村井・前掲論文一八六頁、亀山繼夫「立法論と解釈論」臼井滋夫＝河上和雄編・刑事法ノート

1（昭和五八年）一〇六頁。

(30) 最判昭和二三年一〇月二三日刑集二卷一一号一三九六頁、大谷・刑法講義各論二〇四頁など。

(31) 的場・前掲研修四三五号五〇頁、片岡・前掲論文八頁。

(32) 的場・前掲研修四三五号五〇頁。

(33) 斎藤誠二「コピー目的による秘密資料の持出しと窃盗罪」昭和五九年度重要判例解説（昭和六〇年）一八三頁。

(34) 菊田・前掲論文六二頁。

(35) 的場・前掲研修四三五号五一頁参照。

(36) 藤木・前掲論文三五頁、町野・前掲論文二五五頁、芝原・前掲法学セミナー三三五号一三三頁、山口厚「企業秘密の保護」
ジユリスト八五二号（昭和六一年）四七頁、佐久間修「いわゆる産業スパイ事件に関する四つの判決について」法政論集九
四号（昭和五八年）一九四頁、的場純男「コンピュータ犯罪に関する刑事法上の問題点」ジユリスト八四六号（昭和六〇
年）一四頁。なお、大谷實「背任罪における『他人の為め其事務を処理する者』の意義」判例タイムズ六〇〇号（昭和六一
年）四一頁参照。

(37) 亀山・前掲論文一〇三頁、神崎・前掲論文七三頁。

(38) 板倉・前掲論文二九三頁、林・前掲論文一七二頁、大泉・前掲警察学論集三六卷九号一七一頁、片岡・前掲論文七頁。

(39) 的場・前掲検査研究三四卷九号四七頁。なお古田佑紀「コンピュータ・プログラムの無断使用」前掲経営刑事法I一九六
頁、佐久間・前掲産大法学七〇号三四頁以下、山口・前掲論文四七頁参照。本判決を疑問であるとするものとして、吉岡一
男「企業秘密と情報財（一）・完」法学論叢一一七卷四号（昭和六〇年）二四頁。

(40) 的場「企業秘密の漏えいと刑事责任」前掲経営刑事法 I 七一頁、同・前掲ジュリスト八四六号一四頁、大泉・前掲警察学論集三六卷九号一七四頁、宇津呂・前掲論文一五二頁、片岡・前掲論文一五頁。

(41) 板倉・前掲論文二九六頁。なお、佐久間・前掲法政論集九四号一九六頁は、同一内容を化体した財物として賊物性を肯定する。

(42) 内田「秘密資料の持ち出しと窃盗罪」判例タイムズ五三八号（昭和五九年）四七頁。なお村井・前掲論文一八七頁、吉岡・前掲論文一五頁参照。

(43) 的場・前掲研修四三五号五四頁。

(44) この構成によると、原本と同様のものが行為者の手許に残ることが重視されている結果、コピー以外の方法については不法領得の意思を構成する余地がないのではないかとの指摘もある（的場・前掲研修四三九号五五頁）。

(45) 芝原・前掲基本法学3二三三頁、二四八頁。

(46) 中森・前掲論文一五九頁。

(47) 的場・前掲ジュリスト八四六号六頁、大谷實・古田佑紀・西田典之「〔鼎談〕コンピュータ犯罪と刑事立法の課題」ジュリスト八四六号一六頁、大谷・刑法各論の重要問題(下)（昭和六〇年）一八五頁以下、中山信弘「情報の不法入手と刑事罰」自由と正義三五卷一〇号（昭和五九年）八頁、山口・前掲論文四八頁、内田・前掲判例タイムズ五三八号四七頁、佐久間・前掲産大法学七〇号四〇頁など参照。なお、昭和六二年二月二六日に、法制審議会は、コンピュータを利用した新型犯罪の防止を目的とする刑法改正案要綱を決定し、法務大臣に答申した（二月一七日、同二七日付各紙）。

【本判決の判例評釈】 菊田幸一「複写目的による秘密資料の持ち出しについて窃盗罪が成立するとされた事例」判例評論三一四号五九頁、的場純男「コピー目的による秘密資料の持ち出しと窃盗罪」研修四三五号四五頁、斎藤誠二「コピーオ目的による秘密資料の持出しと窃盗罪」昭和五九年度重要判例解説一八一頁、佐久間修「企業秘密の侵害における客体の財物性」産大法学七〇号四二頁、内田文昭「秘密資料の持ち出しと窃盗罪」判例タイムズ五三八号四四頁。

【追記】 脱稿後、林幹人「産業スパイと財産罪」判例評論三三五号二二頁が公刊された。